

令和2年度 事業（支援）報告書

1. 基本理念

- (1) 利用者の障害をその人の特性としてとらえ、未知の可能性を信じながら、生き甲斐ある生活が送れるように援助する。
- (2) 利用者の基本的人権を尊重し、職員の暖かい愛情と雰囲気の中で、利用者の心身の健康保持と日常生活機能の維持向上に努める。
- (3) 利用者の個性を理解し、利用者自らが選択決定したことを尊重し、支援する。
- (4) 利用者の満足度が向上するように利用者のニーズを把握し、質の高いサービスを提供する。
- (5) 利用者の高齢化に伴い、その方々に相応しい生活作りを行うとともに、病気の予防と健康管理、個別的な医療・介護・支援の充実を図る。

2. 基本方針

- (1) 地域への移行が困難な利用者には生活支援を実施し地域移行の実現に向けて支援する。
- (2) 障害の程度に合わせ作業訓練を実施し、適性を伸長させ、地域への移行実現に向けて支援していく。
- (3) 障害者の適性や能力に応じた文化創作活動を実施し、情操面の高揚を図る。
- (4) 運動並びに身体的機能訓練に特に重点をおき、利用者の健康増進と体力維持に努める。
- (5) 地域社会との交流を図り施設への理解を深めてもらうため、地域社会の行事へ参加するとともに、ボランティア活動（道路のごみ及び缶拾い・お宮の清掃・環境パトロール・社会参加ボランティア活動・地域のゴミ分別収集等）を積極的にすすめる。
- (6) 重度・重複障害者に対する援助の強化及び支援内容の向上を図る。
- (7) 利用者の個人支援に重点を置き、利用者各自に適した作業訓練を行うため個別活動の充実を図る。
- (8) 地域交流を目的にお菓子づくりを夢ハウス（食品営業許可取得及び食品衛生責任者設置）で実施し馬田の朝市等の各イベントや施設行事の際に販売する。
- (9) 利用者の状態把握に努め、個別支援計画書に基づき、利用者保護及び地域移行に必要な支援や訓練を適切に行う。利用者それぞれの障害特性を理解し、ゆとりある生活を第一に精神の安定を図る。
- (10) 利用者の福祉向上のため、より良い生活環境づくりに日々取り組んでいくとともに利用者のプライバシーについては、できる限りこれを保護する。
- (11) 利用者の安心・安全な生活を確保するため、安全管理と衛生管理の徹底を図る。
- (12) 機能訓練指導員（柔道整復師）と看護師により、リハビリテーション等の充実を図る。
- (13) ボランティアや実習生の受け入れについては、利用者との交流や活動を通して、利用者及び福祉への理解を深めることを目的として積極的に実施する。
- (14) 相談支援事業所による各利用者（生活介護・施設入所支援・短期入所）のサービス等利用計画書の立案並びにモニタリング報告書作成に協力するため、基礎資料の作成・保護者との日程調整等を実施する。
- (15) 洪水対策及び利用者の更なる重度高齢化に向けて支援のあり方を随時検討するとともに、必要に応じて家族会と協議を実施する。（社会福祉充実計画に基づき2年以内に、重度高齢棟を建設する予定。）

3. 令和2年度支援目標・支援方針に対する具体的実施事項及び反省

(1) 生活支援について

①挨拶・礼儀

挨拶については、朝礼時やその場に応じて、声かけを行いながら随時理解を求めた。今後も支援者が見本となり、利用者と一緒に行動するなど挨拶や礼儀に対する意識を高めていく。

②起床・就寝

布団の上げ下ろしを起床時・就寝準備時に支援を行う他、毎週1回（木曜日）リネン交換が正しく行えるよう支援を行った。利用者の拘りにより寝巻の着用を拒否される利用者はいるが、無理のない範囲で対応している。

③着脱衣

朝晩や入浴時または随時、正しい着脱衣の方法や気候に合った衣服の調整について、自立を促しながら支援を行った。時に服の乱れや気候に合った衣服の調整ができていないことがある為、各支援者が注意しながら徹底していく。

④整容・清潔

毎食後の仕上げ歯磨きの徹底を図るとともに、清潔保持に関する支援（洗顔・髭剃り等）を朝と入浴時などに行い、個別でも必要に応じて支援を行った。散髪は、毎月1回、美容師に依頼し、施設内で実施した。また、希望者には地域の理美容室に行けるよう支援を行った。衛生支援については、随時行うとともに全体チェックを毎週土曜日（女性）毎週日曜日（男性）に実施した。身体・衣服等が汚れた際は、清拭または着替えを行い清潔保持に努めているが、不十分な時がある為、徹底を図る。

⑤食事

食事の方法やマナーについては、必要に応じて介助を行う他、随時理解を求めながら習慣や方法の習得に努めた。食事の際には、挨拶を励行し、利用者へ理解を求めている。配膳・下膳及び食事について安全且つ安心して行えるよう今後も支援に努める。

⑥排泄

定期的な誘導や介助を通して、毎日の排泄状況の把握とその後の対応に努めた。時に失禁や排泄の失敗がある為、支援者の配慮と適切な支援方法で徹底していく。トイレの使用方法については、床・便器・下着等を汚すといった状況がみられるが、清潔を保つとともに利用者に根気強く理解を求めていく。また、ポータブルトイレについても安全且つ清潔な環境で行えるよう支援を徹底していく。排泄後の手洗いについては、随時トイレに行く利用者への支援が不十分で課題である。引き続き、手洗いの必要性について利用者に理解を求めるとともに支援強化に努めていく。

⑦清掃

毎日の持場清掃や食堂の掃除を一緒に行い、清掃に対する意識を高めるとともに施設内の美化に努めている。更に、月に1回施設内大掃除や一斉清掃の時間を設け、利用者・職員双方の施設美化への意識向上を図った。今後も清掃に関する習慣や方法が習得できるよう努めていく。

⑧整理整頓

生活支援員（生活担当）を配置し、毎日午前中及び必要に応じて清潔な居室空間の提供に努めた。また、必要に応じて支援員と利用者が一緒に居室の清掃や身の回りの整理整頓を行うことで、利用者の意識向上に努めた。特定利用者の行動問題として、ごみの収集癖、居室や押入れ、トイレ等、生活環境を常に清潔に保つことを課題としている。本人にも根気強く理解を求めるとともに清潔な環境を提供していく。屋内外において履物が散乱していることがあり、その都度整理するとともに利用者に理解を求めていく。私物及び備品の整理についても随時理解を求めながら意識を高めていく。

⑨入浴

衣服の準備から入浴に関する方法まで自立を促すとともに必要に応じて介助を行った。今後も安全で快適に入浴が行えるよう心掛け支援を行っていく。

⑩その他

令和元年度末から新型コロナウイルスの福岡県内での感染拡大があり、令和2年度もその感染予防のため、引き続き職員の自宅での来所前検温、マスク着用や手洗い消毒の徹底、体調を崩した職員の早めの自宅静養等を実施した。また、福岡県の「高齢者施設及び障がい者施設の職員を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る検査事業」にて、令和3年1月～3月に、毎月一度PCR検査(無料)を行い、全職員陰性であった。

その他、施設内の一定時間毎の換気及び噴霧による消毒などを行い感染予防に努めた。

利用者の方についても、定時検温、手洗い消毒の徹底及び可能な方のマスク着用等を実施した。

また、「福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金」の内、【感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業①¥256,000円、②¥951,000円】にて、室内浄化機、パーティション、アクリル板、吊り下げ式ガードフィルム、非接触赤外線体温計、防護服セット、不織布マスク、除菌剤、ビニール手袋他消耗品等を購入。また、朝倉市より「感染防止対策等交付金」【¥99,000円】にて感染対策の消耗品を購入して、予防とともに万一罹患者が発生した場合に備えている。ただ、障害により入院や宿泊施設に入ることが困難な利用者の方がいるため、罹患者が発生した場合の隔離場所がないことが大きな課題である。

施設行事についても、利用者の方が楽しみにしていた日帰旅行や文化祭、地域交流を中止するとともに、実施できる行事についても、男女別で行い、利用者や職員が密にならないように配慮した。

更に、9月、3月の保護者連絡会を中止するとともに、保護者の方の施設への出入りを制限させていただいた。利用者の方の外出や保護者の方との外出も延期もしくは必要最小限(著しく情緒不安定になられる利用者の方のみ)にして、買物や外食など感染の恐れがある場所には行かないようお願いした。取引業者等で、玄関先ではなく、どうしても施設内に入る必要がある場合には、体温を計測してもらい、熱がある場合には入館をお断りさせていただいた。

インフルエンザやノロウイルス等については、新型コロナウイルス感染予防の効果で罹患者は、発生しなかった。

利用者の生活班については、主に洗濯物干し及び洗濯物たたみ・食事の準備などを生活支援員(生活担当)と一緒にやり、習慣と方法の習得に努めている。

ドアを乱暴に扱う、トイレトペーパーをすべて使用し便器を詰まらせる等行動問題のある方もおられるため難しい面もあるが、節約(日用品の適切な使い方、物や設備を大事に扱う、光熱費など)の重要性について利用者・職員全体で随時理解を求めており、今後も節約に関する意識の向上に努めていく。生活支援は、ADL評価に基づき、利用者それぞれの能力やその時の状態に応じて支援を行っている。利用者一人ひとりに求められるサービスが満足いく形で提供されているかという評価については、十分ではなく課題はあるが、支援者が利用者の基本的な生活習慣の確立に向けて意識を高く持ち、今後も支援に努めていく。

(2) 作業指導について

①農作業

恒例の収穫祭は、毎年福岡シニアライオンズクラブの皆さんを招いて開催してきたが、新型コロナウイルスの感染予防のため中止した。他方、作業指導室西側の花壇(畑)では夏場のグリーンカーテンの設置や秋野菜の植え付けを行った。利用者のみなさんには、草取り等をしていただくとともに、作業訓練に励みながら、野菜の生育状況を観察・鑑賞できる機会を提供した。

②紙すき

創作活動の時間を中心に手すきはがき等を作成した。紙ちぎりは、機能訓練(手や指の訓練)として考え、個別活動の時間を中心に行った。また、作成した手すきはがきは父の日、母の日、年賀はがき、暑中見舞い等に使用し、好評を得ることができた。今後も利用者の能力や必要に応じて創作活動や個別活動の中で作業を提供しより有効なものにしていく。

(3) 外部実習について

利用者の希望により、基本的な生活習慣の向上及び日常生活の充実を図るため、施設内での活動に重点を置いた。

(4) 社会体験学習について

①日帰り旅行

新型コロナウイルスの感染拡大のため、今年度の日帰り旅行はすべて中止となった。代替案として、緊急事態宣言解除後に外食（個室対応）や施設内ピクニック（お楽しみ食事会やレクリエーション等）を計画・実行した。来年度も日帰り旅行再開の目途が立たないため、今年度同様にお楽しみ食事会や施設内フリーマーケットを計画し、できるだけ利用者の方が施設での生活を楽しめるように努めたい。

②外出支援

新型コロナウイルス感染拡大により外出（買物・外食等）については、感染が落ち着いている時期に、少人数に分かれ食事は個室対応でわずかに実施したのみ。ほとんどの期間は、自粛し買物については職員が代行した。施設行事も中止になるものが多い中、外出は、利用者の皆さんが毎月大変楽しみにしている行事の一つであり、要望も多く、不安定になられる方もおられたため、施設内でフリーマーケットを開催し買物をして頂いたり、外注にて本人の好みの物を注文するお楽しみ食事会を開いて対応した。

(5) 文化創作活動について

①手工芸

新型コロナウイルス感染拡大により、今年度開催予定であった文化祭が中止となったが、個別活動の中で利用者の方は、頑張って創作活動に取り組まれた。来年度も文化祭の開催予定はないが、展示や販売の機会が作れるように検討し、意欲的に取り組んでいく。

②生花教室

草月流の高瀬先生による外部からの指導のため、令和2年3月より新型コロナウイルスの流行が収束するまでの間は活動自粛となり、今年度は活動することができなかった。再開については未定だが、状況をみながら先生と協議し、活動再開に向けて準備をしていきたい。

③陶芸

新型コロナウイルス感染拡大により、今年度開催予定だった文化祭が中止になり、これに伴い、活動も中止した。再開については未定だが、状況をみながら検討し、再開後は展示販売を目標に作品づくりに取り組んでいきたい。

④書道

第42回ふれあい書道展に10名の利用者の方が出品され、特選2名の他それぞれ入賞された。

⑤絵画

今年度も、障害者雇用支援月間ポスター原画コンテスト及び久原だんだんアート展に作品を応募した。残念ながら入賞者はいなかったものの、制作過程では皆様一生懸命楽しみながら取り組むことができた。また、作品を出展する事により社会参加にもつながった。レリーフや貼り絵についても個別活動の一環として行い、集中力を養うと共に手先の機能訓練にも効果的なものとなっている。今後も継続して支援していく。

(6) 地域との交流について

①文化祭

今年度は新型コロナウイルス感染防止に伴い中止。次回は、新型コロナウイルス終息に伴い開催する予定である。

②学校との交流（馬田小学校）

今年度は新型コロナウイルス感染防止に伴い中止。次回は、新型コロナウイルス終息に伴い交流する予定である。

③その他

新型コロナウイルス感染防止に伴い、外部行事への参加、外部の方を招いての活動をすべて中止したが、感染予防を徹底した上で、毎月の社会参加ボランティア活動（清掃活動）を実施するとともに、千代丸地区の不燃物分別収集へ参加して、地域の方と交流を深めることができた。

(7) 運動

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、体力の維持と健康増進を目的として、毎朝の散歩の他、気候が良い時期には、グラウンドでのボール遊び、日光浴及び散歩並びに施設近郊へ散歩に行く時間を多く設けた。手洗い消毒の徹底など感染予防を徹底し、気分転換を図りながら、安全面に配慮し、楽しく体を動かせるよう努めた。また、経絡ストレッチの矢野先生（ボランティア）については、新型コロナウイルス感染予防のため中止せざるを得なかった。

(8) 重度重複障害者の機能訓練について

重度重複障害者の機能低下の予防や整体を目的とし毎月2回土曜日に機能訓練指導員（柔道整復師）によるリハビリを実施しているが、新型コロナウイルスの感染が拡大する中、中止せざるを得ないこともあった。また、機能訓練を効果的に行えるよう購入したリハビリ機器を使用し各利用者にあった内容で支援の充実を図るとともに、特に体を動かすことが必要な重度重複障害者については、支援員がそばにつき添い施設内廊下での歩行訓練を実施した。また、施設外活動は、一般の方との接触を防ぐためドライブ中心にならざるを得なかった。

(9) 余暇活動について

新型コロナウイルスの感染拡大のため、スポーツ観戦（サッカー・プロ野球）や地域行事を含めて、ほとんどの外出を中止せざるを得なかったが、感染の流行が落ち着いた時期に登山クラブの活動を2回行った。また 感染防止に十分注意しながら個別での散歩やドライブ等を実施した。

(10) その他

①お菓子作り

新型コロナウイルス感染予防の為、馬田朝市をはじめ各行事への参加を中止した（行事そのものが中止になったものもある）。再開については、新型コロナウイルスの終息とともに新食品衛生管理法（HACCP）に適合しなければならないため、その準備をすすめていく必要がある。また、誕生会開催日のおやつは、今年度は調理部より提供。来年度は市販の物を購入して利用者に提供する予定。

②学習

個別活動の時間を活用し、本人の能力に合わせて学習課題を提供した。内容については、計算や漢字の他、利用者の希望により手紙や日記などを行った。学習については、今後も支援員と一緒にいき、答え合わせや確認などを行う事で意識・意欲の向上に繋がるよう支援を行っていく。また利用者の新たな能力の発見にも努めたい。

③情操教育

情操教育についても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、外部ボランティアの招へいを断念し、音楽教室（保護司会）・紙芝居・絵本の読み聞かせ（仲良しブック）等情操教育のメイン行事を中止せざるを得なかった。又、季節の動きを体感する各節句行事等も男女別の開催となる等、新型コロナウイルス感染拡大の影響は少なくなかった。施設に巣ごもり状態が続く中、一日も早く新型コロナウイルス問題が落ち着き日常の生活を取り戻すまでは、豊かな人間関係を築きあう機会を提供し、情操豊かで、心満たされる千代の里の生活の復活に向けた支援に努めていきたい。

令和2年度医療保健関係支援

(1) 病院との連携

利用者の疾病に対しては、近郊の病院と連携をとり、平日・休日にかかわらず、素早い対応（受診及び往診）ができる体制を整えた。

- (2) 病気の予防と治療
 毎日の検温・毎月の体重測定・年2回の定期健康診断（所見有の場合は、二次精検）・エコー検診（可能な利用者）・40歳以上の血圧測定・胃カメラ・インフルエンザ予防接種を実施。
 エコー、閉経以降の腫瘍マーカー検査の実施。50歳以上の眼検診（可能な利用者）の実施。健康診断時に希望する利用者の腫瘍マーカー検査（自己負担）を実施。
 また、インフルエンザ予防のためラクトフェリン・R1ヨーグルト等の定期飲用を実施。インフルエンザ流行時には、罹患者にインフルエンザウィルスを無力化する効果があるといわれる紅茶飲用を実施。更に、福岡県でも感染が拡大している新型コロナウイルスの感染予防対策を実行し徹底を図った。
- (3) 歯科関係
 全利用者、ハートスマイル歯科往診により検診・治療を実施した。重度利用者の治療（麻酔が必要な場合）は、新型コロナウイルスの流行収束後に新たな医療機関を検討予定。
- (4) 精神面のケア
 平成29年3月末での嘱託医契約解除（病院都合）に伴い、今年度も甘木病院へ年4回の受診を実施した。利用者の状態に応じて定期外の受診も実施した。
- (5) リハビリテーションの実施
 毎年、月2回土曜日に中寺整骨院の先生（嘱託機能訓練指導員）によるリハビリテーションを実施してきたが、新型コロナウイルスの感染拡大のため中止になることが多かった。
 リハビリ機器を使つての機能訓練を行い身体機能の向上に努めた。高齢化に伴いますます機能低下防止の重要性が高まっており毎日の生活の中での機能訓練を考え行っていく。
- (6) 感染症予防のため手洗いうがい口腔ケアに重点を置いて実施した。今後も継続していく。

令和2年度給食関係支援

- (1) 嗜好調査を実施して、利用者の希望を把握し献立を工夫した。
- (2) 季節ごとの素材を使用し、旬を味わっていただいた。
- (3) 保護者の方、近隣の方より、善意として頂いた食材を給食に取り入れて、支えられていることを利用者の方に実感して頂いた。
- (4) 大晦日、正月、端午の節句、桃の節句、餅つき、お月見、節分など、日本古来の風習を忘れないように、それぞれに応じた内容の料理を作り、楽しんでいただいた。
- (5) 利用者の誕生月に、それぞれ希望の献立を盛りこんだ誕生食を実施した。また、誕生会開催日のおやつについても、昨年度末より引き続き調理部が提供してお祝いした。
- (6) 弁当を手作りして家庭的雰囲気を保てるようにした。
- (7) 食材受け入れ確認や調理員の衛生管理の徹底、食品の温度や保管管理記録の徹底を行い、安全な食事の提供に努めた。
- (8) パソコンの栄養管理ソフト（平成23年10月ソフト会社の変更）による、綿密な栄養計算で利用者の栄養状態を詳しく判断できた。（平成28年8月ソフト更新・平成31年2月パソコン入替）
- (9) 夏季に冷麺・そうめんなど冷たいメニュー、冬季に熱々メニューを取り入れ、季節ごとの食欲増進に努めた。
- (10) 災害時の非常食360食（3日分）を完備した。
- (11) 嚥下の問題により、刻み食・トロミ食・ペースト食と個々の食事支援を実施した。
- (12) 掃除実績については、別紙支援実施報告書を参照のこと。
- (13) 調整できる給食費予算の範囲内ではあるが、年度末のお楽しみ昼食（外注）を3月18日に実施でき利用者の方に喜んで頂けた。
- (14) 感染症予防対策として、1年を通してR-1又はラクトフェリン等を昼食又は15時の水分補給に取り入れた。
- (15) 原価計算、給食材料費をパソコン入力自動計算により業務の効率化に努めた。
- (16) 吉原調理員が管理栄養士資格取得。8月より栄養ケア計画を担当している。

令和2年度防災・防犯・交通安全関係支援

(1) 防災訓練

消防法に基づいた年2回(春季・秋季)の防災総合訓練は、毎年甘木・朝倉消防本部協力のもと実施してきたが、新型コロナ感染拡大のため、延期して様子を見た。残念なことに終息見通しが立たなかったため、今年度は中止となった。施設独自の取り組みとして原則毎月2回施設内で夜間を想定した訓練を行う予定であったが、実施できていない月もあり反省点である。また、火災以外の災害にも対応出来るように、地震や河川氾濫災害を想定しての避難訓練を継続して実施している。特に河川氾濫災害の想定訓練は、身近な災害と考えて特に力を入れている。

(2) 大雨による河川増水のため避難

- ①令和2年7月6日朝礼時に利用者及び職員へ避難準備を連絡。随時パソコンによる河川水位確認継続。同日午前11時55分朝倉市より避難準備発令。同日12時30分通所利用者3名及び入所利用者1名へ本日の早退協力と明日休み旨連絡。同日13時朝倉市防災交通課へ避難場所確保依頼。朝倉市より事前の体温測定とマスク着用の話あり。13時25分通所利用者3名及び入所利用者1名の早退完了。13時36分朝倉市内全域に警戒レベル4の避難勧告発令。13時50分中軽度利用者と男女支援員各1名からなる第一便避難開始。14時10分日中一時支援利用者への受け入れ中止連絡。両親音信不通も通所施設を早退されており問題なし。14時40分河川水位1.94m(避難判断水位1.91m)。15時全利用者の避難完了。そのまま避難先の朝倉市総合市民センター(通称ピーポート甘木)にて令和2年7月8日まで宿泊。天候回復が見込まれたため、同日午前9時に全員帰所。また、事前連絡通りに午前10時30分より通所の送迎を開始して通常の生活に戻る。宿泊中の食事・飲物は、千代の里調理部(含栄養部)職員が準備配達。
- ②令和2年7月9日朝礼時に利用者及び職員へ避難準備を連絡。随時パソコンによる河川水位確認継続。同日午前12時30分大雨予想にて避難決定。同日13時朝倉市防災交通課へ避難場所確保依頼。朝倉市より15時に避難所を開設することのこと。同日14時通所利用者3名へ本日の早退協力と10日、11日の休み旨連絡。日中一時支援利用者は、避難先へのお迎えを依頼。同日15時中軽度利用者と男女支援員各1名からなる第一便避難開始。16時通所利用者早退完了及び残りの利用者第二便の避難開始。17時避難先にて利用者夕食摂取。20時日中一時支援利用者のお迎え、保護者の仕事の都合で遅れて完了。そのまま避難先の朝倉市総合市民センター(通称ピーポート甘木)にて令和2年7月11日まで宿泊。天候回復が見込まれたため、同日午前9時に全員帰所。宿泊中の食事・飲み物は、千代の里調理部(含栄養部)職員が準備配達。
- ③令和2年7月14日午前1時55分朝倉市より警戒レベル4のエリアメールあり。河川水位1.81m。当日の夜勤職員4名以外に、職員7名が千代の里に集まる。同日午前2時20分河川水位1.99mに増水。同日午前2時25分朝倉市防災交通課へ避難場所確保依頼。午前3時朝倉市総合市民センター(通称ピーポート甘木)に移動し、駐車場にて車中待機。同日午前3時50分河川水位低下にて、全員千代の里に帰所する。利用者の方は、真夜中に起こされての避難にもかかわらず、日頃の訓練の成果がでたのか、身の危険をより感じてあるのか、いつもより静かでスムーズな避難ができた。

以上のように令和2年度は3度も実際に避難を行い、その内1回は真夜中の避難となった。重度利用者については、避難先の環境に適応できないため、最後に速やかに避難が行えるよう職員と公用車を確保している。今後も速やかに避難が行えるよう個人の持ち出し品や施設からの持ち出し品を事前準備するとともに、河川氾濫災害の想定訓練を更に継続して実施していく。

(3) 防犯教室

昨年は朝倉警察署生活安全課の協力を得て講話と刺股を使った訓練を令和元年6月20日に実施できたが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、一時延期して様子を見ていた。しかし、残念なことに終息見通しが立たなかったため、今年度は中止となった。

(4) 交通安全教室

毎年朝倉警察署署員を講師に招き、千代の里において交通安全教室を実施してきたが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため、一時延期して様子を見ていた。しかし、残念なことに終息見通しが立たなかったため、今年度は中止となった。

毎朝の散歩において交通ルールを守りながら歩行し事故が起きないように支援を行った。

令和2年度事故防止関係支援

(1) 令和2年度は、福岡県や各市町村に報告すべき事故はなし。

但し、発作、転倒、利用者間のトラブル、傷、アザ、打撲等（軽症で受診の必要がなかったものや念のため受診したが軽傷もの）が数件発生している。

今後も利用者の方の支援には、十分注意しながら事故防止に努めていく。

令和2年度苦情受付関係支援

(1) 令和2年度は、苦情の受付はなし。

①令和2年11月4日、サービス提供の記録を見た保護者の方より、4つの質問及び要望が出された。

ア. 平日に2ヶ所、自由活動との記載があるがどうか？

→大雨での避難より帰所した日であり、一日利用者の方の休養にあてたものです。もう1日は、台風後の後片付けを職員が行うため、利用者の方には自由に過ごしていただいたものです。

イ. 午前、午後とも同じ作業を行っている日があるが、本人が飽きると思うので、いろいろな作業を提供してほしい。

→できる限り保護者の要望通りになるように提供していきます。

ウ. 作業内容の記載がリハビリ機器のみの場合がある。他にも作業をしていると思うので、それも記載してほしい。保護者には何をしているのかわからないため。

→リハビリ機器には、色々な種類があり、特に午前中はリハビリ機器だけで終わることもあります。ただ、言われる通り、リハビリ機器と他の作業も組み合わせ提供していることも多いため、その分はパソコン入力を実施します。

エ. 学習の記載がない日が多い月があるので、学習にも力を入れてほしい。

→4月～5月の気候が良い時期には、施設周辺への散歩やグラウンドでのキャッチボールなど学習より体を動かすことを優先しました。6月から7月中旬までは、学習を多く取り入れています。7月中旬以降は、言われる通り学習の記載がないため、担当支援員に伝えます。

以上4項目は、令和2年11月6日の朝礼時に施設長以下、他の職員にも申し送りを行った。

令和2年度虐待防止関係支援

(1) 令和2年8月4日利用者の方より特定職員から悪口を言われるとの訴えがある。

→当該職員に事情を聞いたところ、2～3年前に冗談で言ったことがあるが、その際、主任支援員より例え冗談でもそのようなことは言ってはいけないと注意を受けたため、以後、一切そのようなことは、言ったことはありません。また当該利用者とは、余暇時間にドライブに連れ出すなど信頼関係の構築にも力を入れてきましたとのこと。施設長より悪口を言っていないのなら、早急に誤解を解き、信頼関係を再構築するように指示がある。当該支援員了承。後日、当該利用者に状況を確認したところ、大丈夫とのこと。

(2) 令和3年1月14日利用者の方より特定職員の叱り方が厳しすぎるとの訴えがある。

→当該職員に事情を聞いたところ、自分では、普通に注意しているつもりだが、利用者の方がそのように言われているのであれば、以後は配慮しますとのこと。当該利用者からは、それ以後同様の訴えなく大丈夫とのこと。

令和2年度施設整備・設備関係支援

- (1) ワックスがけ時の床清掃用バキューム機を新規購入（令和2年4月 143,000円）
- (2) 施設北隣の土地造成工事完了。（令和2年8月～9月 3,850,000円）
- (3) 重度高齢棟（避難スペース棟に名称変更）増築の基本設計委託費契約実施（令和2年6月～9月 6,160,000円）
- (4) 新型コロナウイルス感染症予防のため、多目的かつ性能の良い浄化機を購入。福岡県障がい福祉サービス等新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を利用。（令和2年9月 495,000円）
- (5) 社会福祉充実計画（重度高齢棟増築事業）の状況として、計画通り6月に重度高齢棟増築設計の契約を締結し、8月～9月にかけて土地造成工事終了。造成工事と併行して、「障がい者福祉施設整備に係る補助協議」を福岡県担当者と実施した結果、書類申請前の協議にて、整備区分を当初予定の「大規模修繕」ではなく建物2階部分を被災障害者の受け入れが可能となる「避難スペース」としての申請なら受付をすることができるとのこと。但し、朝倉市の地域防災計画に防災拠点として位置付けられるものではなければならず、朝倉市議会での議論も必要になるのではないかとこのことで、今年度の補助協議は中止せざるを得なかった。その後、朝倉市防災交通課及び朝倉市福祉事務所の担当者と防災拠点の認定について話し合い、非常電源設備及び防災ヘリによる救助スペースの確保（ヘリポートまでは必要ない）等の設計追加が必要ではあるが、朝倉市議会での議論の必要はなく、防災拠点の認定や補助協議に関する市町村の意見書作成等は協力するとの確約を得ている。以上のことから「障がい者福祉施設整備に係る補助協議」は、令和3年度に再度実施して補助金申請予定となった。建築着工は1年延長となる見通しである。
- (6) 朝倉市より感染防止対策等交付金として99,000円（感染防止対策のための設備等の導入にかかった費用の助成）の支援金あり。（令和2年11月）
- (7) 福岡県より新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金として、障害者福祉慰労金（職員1人50,000円×39人分=1,950,000円+振込手数料2,000円）と感染対策費用助成金（感染拡大防止対策やサービス提供体制確保のための経費の助成）あり。（令和2年9月に256,000円と令和3年3月に951,000円）

以 上